

各 位

2020年9月16日

丹司恭一

会 社 名 アサヒ衛陶株式会社

代表者名 取締役社長 町元孝二

(コード:5341、東証第二部)

問合せ先 取締役 企画管理部長

06-7777-2067

## 第三者割当による新株式、第4回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2020年8月31日開催の取締役会において決議いたしました、星野和也氏(以下、「星野氏」といいます。)、プラスワンホールディングス株式会社(以下、「プラスワン社」といいます。)、及び辛澤氏(以下「辛氏」といいます。)に対する第三者割当により発行される新株式(以下、「本新株式」といいます。)及び第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、本新株式に係る発行価額の総額(149,994,000円)及び本新株予約権に係る発行価額の総額(3,302,740円)の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年8月31日に公表しました「第三者割当による新株式、第4回新株予約権の発行及び引受契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

## (募集の概要)

## 【株式発行に係る募集】

(1)	払	込	期	日	2020年9月16日
(2)	発	行 新	株式	数	普通株式 320,500 株
(3)	発	行	価	額	1株につき 468円
(4)	調	達資	金の	額	149, 994, 000 円
(5)	資	本 組	入	額	1 株につき 234 円
(6)	資	本 組 入 智	質の総	額	74, 997, 000 円
					第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。
(7)	募	集又は書	割 当 方	法	星 野 氏 106,800株
(7)	(	割当	先	)	プラスワン社 64,100 株
					辛 氏 149,600 株
(8)	そ	D		他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を
		()	,	TUL	条件とします。

## 【新株予約権発行に係る募集】

(1)	割	当			日	2020年9月16日
(2)	新 株	予 約	権の	総	数	5, 327 個
(3)	発	行	価		額	総額 3, 302, 740 円 (新株予約権 1 個につき 620 円)
(4)	当 潜 者	発 行 E 核		よ さ	る 数	532,700株 (新株予約権1個につき100株)
(5)	調達	資	金	の	額	300,016,640 円 (差引手取概算額:288,516,640 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額:3,302,740 円 新株予約権行使による調達額:296,713,900 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額(発行価額) 及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計 額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算

						額を差し引いた金額となります。
(6)	行	使	i -	価	額	1株当たり 557円 (固定)
						第三者割当の方法により、以下のとおりに割当てる。
(7)	募	集又	は 割	当 方	法	星 野 氏 1,776個(177,600株分)
	(	割	当	先	)	プラスワン社 1,065 個(106,500 株分)
						辛 氏 2,486 個(248,600 株分)
						① 行使価額及び対象株式数の固定
						本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付
						きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。
						② 本新株予約権の行使条件
						本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株
						予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権
						の発行決議日(2020年8月31日)時点における当社発行済株
						式総数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える
						部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付さ
						れております。
						③ 本新株予約権の行使指示
						割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で
						本新株予約権の行使を行うことができますが、本契約により、株
						式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)
						において当社普通株式の連続する 20 取引日の終値の平均値が行
						使価額の 130%を超過した場合、当社は、当該 20 取引日の平均出
						来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせるこ
						とができます。
(8)	そ		$\mathcal{O}$		他	上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に
						当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。
						④ 新株予約権の取得
						当社は、本新株予約権の割当日から1年を経過した日以降、取
						締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を
						取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することが
						でき、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の
						新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14
						日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約
						権1個につき本新株予約権1個当たりの発行価額と同額で、当該
						取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得すること
						ができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選そ
						の他の合理的な方法により行うものとします。
						⑤ 譲渡制限
						本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する
						とされています。
						⑥ その他
						前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生
						を条件とします。

以上